

令和 7 年 3 月 4 日 議決・専決

令和 7 年 4 月 1 日施行

令和 7 年 3 月 5 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町条例第 1 号

佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 5 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第 1 号

佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

佐用町職員の育児休業等に関する条例（平成17年佐用町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。